

アジア諸国と人権（その四三） ・カンボディア（三）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

さてカンボディアの人権状況はどうでしょうか。新しい人権理事会の「普遍的定期審査、UPR」によれば、カンボディアはすでに二回の国家報告書審査（1997年7月に第一回、2011年6月には第2・3回）を受けており、そこでは高級官吏の訴追に閣僚の同意が要求される制度の廃止、保安部隊による殺人・強制失踪、拘

禁施設内における死亡など、政府・行政機関の行き過ぎが問題とされています。これに関連して、予備的拘禁や公判前手続きに関する法令が順守されず、恣意的逮捕が

ディアに特別な事情があったのでしょうか。それを探るため、カンボディアの近・現代史を振り返って見てみましょう。

さきに見たとおり、扶南国に代わって九世紀初頭に成立したアンコール王朝は、現在のタイやヴィエトナム南部のホー・チ・ミン（サイゴン）市を含む、文字通り旧仏印の中核的な存在となる大帝國に発展しました。また、世界的な芸術遺産であるアンコール・ワットの周辺には、最近の研究で水道も備えた大都市があったこともわかっています。さらに一四世紀にはタイのアユタヤ王朝に攻撃されて永久に首都を失い、これに対抗すべく引き入れたヴィエトナムのグエン朝に一九世紀半ばには併合されました。そして一九世紀後半にはフランスの保護領となり、この状態は第二次世界大戦後まで続きますが、最終的には独立を回復しています。つまり、近・現代史を通して、カンボディアはカンボディアであり続けただけで、そのなかにとくに人権軽視につながる事情が

日常化していること、容疑者に対する身体的・精神的拷問や取り調べ中の暴行、とくに囚人女性への強姦や性的ハラスメント、さらには子供が起訴されなまま弁護士や裁判所と接触の機会を与えられず、矯正施設へ入れられたり暴力を振るわれたりしていることなど、が指摘されています。

それと並んで、これらの人権侵害の被害者の救済はきわめてお粗末です。まずかれらが手軽に利用できるような救済手段が限られています。また、あるとしても、その有効性は疑問です。そして何よりも、かれらの申し立てを取り上げるべき独立の機関が欠落しており、裁判所を含む独立の司法的救済機関が存在しません。

この事態は、自由権よりも社会権を重視し、審査される国家報告書の社会権の促進を評価し、当該国家を褒め称えるUPRの一般的傾向と著しく食い違っています。いったいその原因は、カンボディアの伝統的な人権軽視に由来するのでしょうか。それとも、審査当時のカンボ

あったとは考えられません。

となると、カンボディアの審査当時に特別な事情があったと考えざるをえません。しかもそれは、極端なイデオロギーに偏向したポル・ポト派の存在を離れて考えることはできません。これもすでに見たとおり、ポト派は無差別・平等思想に基づき、私有財産や専門職の否定、さらには都市居住者の農村移住・農耕従事を強制し、不平分子を逮捕・処罰、最終的には処刑したわけで、この間にカンボディアの人口は二百万も減ったといわれています。

この状態は、カンボディア人の不満を背景にヴィエトナムが武力介入し、ポト派を放逐したことで終結しましたが、ポト派の統治時期に起きた人権侵害こそがUPRの非難の原因であったことは容易に推察が可能です。これは、その後の展開を見れば、明らかです。